

根拠法令条項

- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 14 条の 2 第 1 項並びに第 36 条の 4
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 9 条第 1 項第 1 号ニ及び第 2 号ただし書（これらの規定を同令第 19 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 10 条第 1 項第 2 号、第 11 条第 1 項第 2 号、第 15 条第 3 項、第 16 条第 1 項第 4 号及び第 4 項、第 17 条第 1 項第 10 号及び第 3 項、第 20 条第 1 項第 2 号並びに第 27 条第 6 項第 1 号の 2
- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項第 2 号、第 14 条第 2 項第 3 号及び第 3 項、第 15 条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第 16 条第 2 項第 2 号及び第 3 項